

盛岡中央消防署新庁舎及び
（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業

基本協定書（案）

平成25年1月

盛岡地区広域消防組合

基本協定書（案）

盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、盛岡地区広域消防組合（以下「甲」という。）と[]及び[]をその構成員とし、[]及び[]をその協力企業とし、[]をその代表者とする落札者[]グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、その協力企業を「乙の協力企業」また構成員のうちの代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎（以下「本施設」という。）の設計、建設、所有権移転及び維持管理、現庁舎の解体撤去並びにこれらに付随、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約に係る甲の議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る選定委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、平成[]年[]月[]日までに、事業予定者を資本金を[]万円とする会社法（平成17年法律第87号）上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿の全部事項証明書を甲に提出するものとする。

2 乙は、別紙1に規定する増資計画に従い、事業予定者をして増資させて、事業予定者の資本金額を事業者提案書類所定の資本金額まで増額するものとする。

【増資計画がない場合は、本項削除。】

3 乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時の乙の構成員による出資比率は全体の過半数を超えるものとする。

4 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。係る選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者に報告させるものとする。

- 5 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率は変更できないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は係る出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の構成員は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。
- 2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、係る譲渡の際の譲受人をして、別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
 - 3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
 - 4 乙は、事業予定者の設立時、及び増資時において、乙の構成員をして別紙2記載の様式及び内容の誓約書を甲宛に提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、事業予定者をして、別表のとおりそれぞれ業務を委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。
 - 3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成[]年[]月[]日を目処として、[]への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。
- 2 前項の仮契約は甲の議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
 - 3 甲は、入札説明書に添付の事業仮契約書(案)の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
 - 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(談合防止)

第7条 甲は、乙の構成員又は協力企業のいずれかがこの基本協定に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項の仮契約を締結せず、又は締結した仮契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判を請求し、その審判について請求の却下又は棄却の審決があり、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提起された時を除く。）。
 - (4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。
- 2 乙の構成員又は協力企業のいずれかが前項各号のいずれかに該当しているときは、甲が仮契約を締結するか否か、又は甲が仮契約を解除するか否かにかかわらず、乙は賠償金として、入札金額の10分の2に相当する金額を連帯して支払わなければならない。ただし、第7条第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、又は甲が特に損害額がないと認める場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

- 第8条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第9条 事由の如何を問わず(事業契約の締結について、甲の議会の議決が得られない場合を含む。)、事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、第7条の賠償金及び次条の違約金を除き相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(事業契約の仮契約の解除)

第10条 乙の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、本事業の入札説明書に規定する入札参加資格要件を欠くことになったときは、甲は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、事業予定者と事業契約の仮契約を締結せず、又は締結済の事業契約の仮契約を解除する。

- (1) 乙が、入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、組合が入札参加資格を確認し、かつ事業者の事業能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと判断したとき。
- (2) 入札参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数ある場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ事業者の事業能力を勘案し、本契約締結後の業務実施に支障をきたさないと組合が判断したとき。

(契約不締結の違約金)

第11条 甲は、事業予定者が事業契約の仮契約を締結しないとき(前条により事業契約の仮契約を締結しない場合を含む。)又は前条により事業契約の仮契約が解除されたときは、乙に対し、違約金として入札金額の10パーセントに相当する金額の支払を乙に対して請求できるものとする。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、甲が指定する期間内に、前項の違約金を連帯して甲に支払わなければならない。

(秘密保持)

第12条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本基本協定の期間)

第13条 本基本協定の有効期間は、事業契約が効力を失うまで、又は事業契約が効力を生じないことが明らかになった旨を甲が乙に通知するときまでとする。

(準拠法)

第14条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を[]通作成し、甲並びに乙の代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙[の代表者]が各1通を保有する。

平成[]年[]月[]日

甲

住所 盛岡地区広域消防組合

代表者 管理者 谷 藤 裕 明

乙

[]グループ

([]グループの代表者)

住所

商号又は名称

代表者名

([]グループの構成員)

住所

商号又は名称

代表者名

([]グループの構成員)

住所

商号又は名称

代表者名

([]グループの協力企業)

住所

商号又は名称

代表者名

([]グループの協力企業)

住所

商号又は名称

代表者名

別紙1 事業予定者の資本金及び株主構成

1 この基本協定締結時

事業予定者の資本金の額 []円
事業予定者の発行済株式の総数 []株

出資者（代表者）

商号 [商号]
所在地 [住所]
出資額 []円
引き受ける株式の総数 []株

出資者（構成員）

商号 [商号]
所在地 [住所]
出資額 []円
引き受ける株式の総数 []株

※ 提案書の内容に基づいて記載します。

2 その後の資本金及び株主構成

(1) 平成[]年度

増加する事業予定者の資本金の額 []円（[]円）
（増加後の事業予定者の資本金の額）

増加する事業予定者の発行済株式の総数 []株（[]株）
（増加後の事業予定者の発行済株式の総数）

出資者（代表者）

商号 [商号]
所在地 [住所]
追加出資額（累積出資額） []円（[]円）
追加で引き受ける株式の総数 []株（[]株）
（累積株式数）

出資者（構成員）

商号 [商号]

所在地 [住所]
追加出資額（累積出資額） []円（[]円）
追加で引き受ける株式の総数 []株（[]株）
（累積株式総数）

(2) 平成[]年度

- ・
- ・
- ・

※ 提案書の内容に基づき、上記 1 の記載例に従って記載します。

平成[]年[]月[]日

盛岡地区広域消防組合

管理者 谷 藤 裕 明 様

誓約書

盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）及び[S P C名称]（以下「事業者」という。）の間で、締結される盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を組合に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成[]年[]月[]日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は[]株であること。
 - (1) 落札者の保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
 - (2) 落札者でない者が保有する事業者の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を組合に対して書面により通知し、組合の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに組合に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、組合の事前の書面による承諾を得て行うこと。

- 5 当社が、組合の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、係る譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容の誓約書を予め組合へ提出させるものとする。

住所

商号又は名称

代表者名

別表 構成員及び協力企業が実施する業務

業 務	企 業 名
施設整備等業務（新庁舎）	
施設整備等業務（出張所）	
維持管理業務（新庁舎）	
維持管理業務（出張所）	
現庁舎の解体撤去業務	